ショートステイ　えんゆうの郷
（併設ユニット型短期入所生活介護）

令和元年7月1日

ショートステイ　料金表

●【サービス利用料金（目安）】

※ご契約者の状況により異なります。また、小数点以下の処理等により多少誤差が発生します。
※一単位当たり10.55円（地域区分５級地）

（単位：円）

	介護度	介護サービス費			食費	滞在費	1日利用料		
		1割	2割	3割			1割	2割	3割
第４段階	要支援　１	599	1,197	1,795	1,600	2,500	4,699	5,297	5,895
	要支援　２	741	1,482	2,222			4,841	5,582	6,322
	要介護　１	828	1,655	2,482			4,928	5,755	6,582
	要介護　２	905	1,809	2,713			5,005	5,909	6,813
	要介護　３	988	1,975	2,963			5,088	6,075	7,063
	要介護　４	1,064	2,127	3,191			5,164	6,227	7,291
	要介護　５	1,141	2,281	3,422			5,241	6,381	7,522
第３段階	要支援　１	599			650	1,310	2,559		
	要支援　２	741					2,701		
	要介護　１	828					2,788		
	要介護　２	905					2,865		
	要介護　３	988					2,948		
	要介護　４	1,064					3,024		
	要介護　５	1,141					3,101		
第２段階	要支援　１	599			390	820	1,809		
	要支援　２	741					1,951		
	要介護　１	828					2,038		
	要介護　２	905					2,115		
	要介護　３	988					2,198		
	要介護　４	1,064					2,274		
	要介護　５	1,141					2,351		
第１段階	要支援　１	599			300	820	1,719		
	要支援　２	741					1,861		
	要介護　１	828					1,948		
	要介護　２	905					2,025		
	要介護　３	988					2,108		
	要介護　４	1,064					2,184		
	要介護　５	1,141					2,261		

●上記利用料金には、介護職員処遇改善加算8.3%と一部加算を含んでいます。

【利用者負担段階】

第４段階　　下記の第１～３段階に該当しない方。

第３段階　　世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担段階が第１．２段階以外の方。

第２段階　　世帯全員が市町村民税非課税で、年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方。

第１段階　　世帯全員が市町村民税非課税で、生活保護を受給または老齢福祉年金を受給されている方。

●利用者負担限度額認定制度（＊認定には、市町村の介護保険課にて申請が必要になります。）
本人世帯の所得額に応じ、利用者負担が減額されます。詳しくは市町村介護保険課にご相談ください。

●その他の料金

・おやつ・飲み物代　　ご利用を希望された場合　　1日につき100円
・電化製品の使用料　　下記電化製品について、1点につき1日30円
（テレビ・オーディオ機器・冷蔵庫・空気清浄機・加湿器・電気毛布類）
・文書料　　300円/回
・理髪・美容代　　実費負担　（出張サービスを利用した場合）
・診療費、行事費、日常生活品費等は実費負担になります。

●利用料金には、次の加算項目を含んでいます（要支援の場合は④のみ含む）

加算項目		金額 （1割の場合）	加算要件
①	看護体制加算Ⅰ	4円/日	常勤の看護師を配置
②	看護体制加算Ⅱ	8円/日	看護職員を最低基準＋1以上配置
③	夜勤職員配置加算Ⅱ	19円/日	夜勤帯の職員を最低基準＋1以上配置
④	サービス提供体制強化加算	13円/日	介護職員のうち介護福祉士の割合が50%以上の場合

●下記は、該当する場合にのみ加算いたします。

〈要支援の場合は、☆のつく加算が対象となります〉

加算項目	金額 （1割の場合）	加算要件
医療連携強化加算	61円/日	医療的な対応等が必要であり、緊急時の対応について取り決めを行っている場合
☆療養食加算	9円/回	医師の指示に基づく療養食を提供した加算
☆若年性認知症利用者受入加算	127/日	若年性認知症利用者にサービスを提供した場合
☆認知症行動・心理症状緊急対応加算	211/日	認知症・心理症状で緊急に受け入れをした場合
☆送迎加算	194円/片道	居宅・当施設間の送迎を行った場合
緊急短期入所受入加算	95円/日	緊急に利用者を受け入れサービスを提供した場合
在宅中重度者受入加算	436円/日	利用者が利用している訪問看護事業所が短期入居利用中、利用者の健康上の管理を行った場合
☆個別機能訓練加算	13円/日	機能訓練指導員を配置し、個別機能訓練計画を作成し実施及び評価を行った場合
☆生活機能向上連携加算	228円/月	医療提供施設の機能訓練指導員や医師がショートステイを訪問し、その職員と共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画書を作成した場合
☆認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3円/日	利用者の総数のうち、認知症の者の占める割合が2分の1以上であること。また、専門的な研修を終了している者を1人以上配置してケアを実施した場合
☆認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4円/日	施設全体の認知症ケアの指導を実施していること。また、認知症ケアに関する研修計画書を作成し、実施した場合